

## 高浜S C・稲浜ショップ屋外区画利用規約

本規約は、株式会社千葉経済開発公社（以下「運営者」という。）が運営する高浜S C及び稲浜ショップ（以下「2 S C」という。）の屋外区画（以下「区画」という。）において、賑わいの創出に資するようご利用いただける方に対し、その利用条件を定めるものです。本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、区画を利用できるものとし、利用にあたっては、本規約に定める事項を遵守していただきます。

### 1. 利用形態

原則として、移動販売車、テント、屋台、ワゴン等（以下「移動販売車等」とします。）を2 S C敷地内の区画に設置して、飲食物・青果・雑貨・手作り工芸品等商品の販売、展示等又は区画で演技・演奏・上演・展示等に限ります。

※2 S Cテナントの取扱い商品・サービスと同様又は類似であると運営者が判断する場合、利用申込みできません。

※移動販売車等は、主として軽自動車、軽トラック又は飲食物販売用に改造されたもの、テント、屋台、ワゴン、テーブル等で運営者が承認し、かつ指定する区画内に設置可能なものとします。

但し、予め蓄電された発電機以外の発電機の持ち込みはできません。

※区画に車両を入れず、区画を利用する場合で、車両を2 S C内の駐車場に駐車するとき、運営者又は駐車場管理者の請求する料金をお支払いいただきます。

※食品を調理販売する営業を行うには、保健所の許可を取得してください。

その他、区画利用で必要となる関係官庁への届出・許可等は、利用申込者（利用者）の負担と責任で行ってください。

※感染症拡大等不可抗力により、申込み無効又は利用中止となることがあります。申込者の損失は自己負担となります。

### 2. 利用日等

(1) 利用日 2 S Cの各営業期間中で、運営者が承認する日とします。

複数日の申込みが可能です。下記4. 利用申込み取消し条項にご注意ください。

(2) 時 間 午前9時～午後7時半（1日）（搬入・搬出を含みます）

(3) 区 画 1区画原則10㎡（原則2m×5m）。運営者が指定した位置に限ります。また、実際の利用が10㎡以下でも利用料金を減額しません。

(4) 日 数 同一申込者につき、年間利用日は原則12日までとします。

(5) 申込可能日 利用開始日の2ヵ月前日からとします。複数日申込みの場合、最後の利用日の2ヵ月前日からとします。

### 3. 利用料（1日） ※消費税別途

食べ物調理販売	飲み物調理販売	物販	その他
2,800円	1,800円	1,500円	1,000円

※運営者は、具体的利用形態を考慮して利用料を増減することがあります。

※2 S Cテナントが営業活動を行う場合、申請により利用料を減免することがあります。

※非営利団体が非営利活動を行う場合、申請により利用料を減免することがあります。

※複合的目的の場合、別途決定することがあります。

※飲食物調理販売の場合、持ち帰り業態に限ります。お客用のテーブル・椅子の設置はできません。

運営者の利用承認後、利用開始日の5日前までに、利用料を運営者指定の銀行口座にお振込みでお支払ください。お振込みに係る手数料等は申込者が負担してください。

#### 4. 利用申込取消し又は利用中止

申込者が利用申込みを取消す場合又は利用中止となる場合は以下のとおり消費税込み利用料相当額のお支払いが必要です。取消通知のない場合、以後の申込みをお受けしないことがあります。

利用開始日の5日前まで	無料
利用開始日の4日前から当日	税込み利用料相当額全額(支払い済み 税込み利用料と相殺します。)

※利用開始日の5日前までに利用料のお支払いのない場合、利用申込みを取消したとみなします。

※複数日の申込みの場合、初日を利用開始日とみなします。よって、利用開始日の5日前までに複数日分の利用料全額をお支払いいただきます。

#### 5. 申込み・利用の制限

以下の項目に該当すると運営者が判断する場合は、利用を承認しません。また承認後であっても承認を取り消し、直ちに中止していただきます。申込・利用者の損失は自己負担となります。

- (1) 利用により、2 S Cの来場者、テナント、他の区画利用者又は周辺に混乱又は危険が予想される場合
- (2) 公の秩序・風俗を乱すおそれがあると認められた場合
- (3) 宗教活動・政治活動を助ける商品・サービスを提供する場合
- (4) 制御できない裸火を使用する場合
- (5) 利用の権利を他に譲渡・転貸する場合
- (6) 区画利用申込み事項等に虚偽・重大な誤りがあった場合
- (7) 本規約の条項に反し、運営者の要求にも関わらず、これに従わない場合
- (8) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- (9) 商標等知的所有権を侵害する又はそのおそれのある商品、危険物等の展示及び販売をする場合
- (10) 運営者が承認した商品・サービスの販売等と異なる場合
- (11) 利用者が暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)である場合
- (12) 保健所等が認める飲食店行為及び取扱い食品・サービスでない場合
- (13) 本規約の趣旨に則した効果が期待できない場合
- (14) その他、運営者が不相当と判断する場合

## 6. 利用時の注意事項

- (1) 区画の利用中（準備から撤収まで）は、お客様、2 S C来場者等の安全に配慮してください。特に駐車場内を利用する場合、ご注意ください。2 S Cは強い風が吹く地域にあることから、区画の利用中、移動販売車等が動かないよう又は倒れないよう設置してください。
- (2) 大音量を発しての利用はできません。60デシベル以下（千葉市環境基準）に抑えてください。
- (3) 看板・ポスター・チラシ等の掲示は、あらかじめ運営者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- (4) 2 S Cの水道・電源・熱源は、原則として利用できません。
- (5) 商品・車両等について盗難、破損、滅失等が生じても、運営者は一切責任を負いません。連続する日程で利用する場合でも、商品・車両等の停め置きはできません。
- (6) 商品・サービスの売上金は、利用者の責任において管理してください。
- (7) 食物販売の場合、運営者の許可なくして食べ物のほかにアルコール類及びその他飲料の販売はできません。また、テーブル・椅子等を用意して販売品を提供することはできません。
- (8) 飲食物又は飲料のみ調理販売の場合、保健所の食品営業許可証を店頭に掲示してください。また商品、特に食品は容器包装への適正表示を出店者の責任で行うことが必要です。販売時には、店舗名称・連絡先を店頭に掲示してください。
- (9) 商品・サービスに係るお客様からの苦情、返品、瑕疵等については利用者の責任において速やかに対処してください。運営者は一切責任を負いません。
- (10) 騒音・振動・臭気・火災・爆発その他危険を生じる又は迷惑を生じるおそれのあるものの持ち込みは禁止します。但し、調理等に必要な器具・燃料のうち運営者が承認するものは除きます。
- (11) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、必ず消火器をすぐに使える場所に置いてください。また、調理、盛り付け等はテント・車両内に限ります。
- (12) 区画利用により発生したゴミ（廃棄食品・残飯等を含む）は、利用者がすべて持ち帰りください。残り汁等が発生する商品の場合、必ず残り汁等の回収容器を設置し持ち帰りください。
- (13) 利用区画、2 S C建物・設備を汚損・破損した場合、利用者の責任で原状回復していただきます。
- (14) 荒天及び自然災害、その他不可抗力の原因により、区画を利用できない又は継続できない場合、運営者は、利用者が発生する一切の損害について、補償しません。
- (15) 販売活動がある場合、利用期間中の売上げ・客数等を記録した所定の営業報告書を指定日までに提出いただきます。
- (16) その他、利用に際しては、運営者の指示に従ってください。

## 7. 利用申込み受付

- (1) 利用申込みは、利用希望日の2ヵ月前から原則、運営者ホームページの申込フォームで行います。但し、事前に運営者へ空き等の確認を行ってください。
- (2) 原則、当申込フォームに必要な事項を記入のうえ、身分証明書、登記簿謄本又は営業資料等の運営者が請求する書類を添付し、運営者まで提出いただきます。また、原則、面談の上申込み内容を確認させていただきます。
- (3) 食品販売する場合、原則として申込み時に「食品営業許可証」のコピーを運営者へ提出ください。

- (4) 運営者が既存テナント商品・サービスとの重複等を判断するので、申込前に取扱い予定商品について協議してください。
- (5) 申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (6) 申込後、原則6営業日以内に利用の可否を連絡します。
- (7) 利用を取り消す又は中止する場合、必ず運営者に連絡してください。
- (8) 運営者が利用前の打ち合わせ又は利用計画書の提出が必要と認める場合、指定期日までに行ってください。

<運営者連絡先>

株式会社千葉経済開発公社 〒261-0004 千葉市美浜区高洲2-3-14

電話 043-245-1003 F A X 043-245-1007

ホームページ <https://www.ckkk.jp/>